

1. 件名:「三菱重工業(株)特定兼用キャスクの型式指定申請に関するヒアリング【1】」
2. 日時: 令和4年7月27日 10時00分~12時20分
3. 場所: 原子力規制庁 9階A会議室
4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)  
原子力規制庁:  
(新基準適合性審査チーム)  
戸ヶ崎安全規制調整官、塚部管理官補佐、松野上席安全審査官、櫻井安全審査官  
(核燃料施設審査部門)  
日坂管理官補佐、山後安全審査官  
三菱重工業株式会社  
原子力セグメント 機器設計部 主席プロジェクト統括 他3名※
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. その他  
提出資料:  
資料1 発電用原子炉施設に係る型式設計特定機器の型式指定申請 申請の概要

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:05	では時間になりましたので今からのヒアリングを始めたいと思います。
0:00:10	先日提出していただいた
0:00:13	型式指定の
0:00:14	申請について、概要版の資料を提出していただきましたので、
0:00:20	一応そちらについて説明の方をお願いいたします。
0:00:37	えっと三菱の齋藤です。
0:00:40	すいませんちょっと今資料のですね教諭の方、接続中でございますけれど、
0:00:51	資料の方がございますでしょうか。であれば、説明の方させていただきたいと思います。ちょっと繋がりに次第。
0:01:00	はい。こちらも手元には資料を持っていますので、
0:01:04	よろしく申し上げます。
0:01:07	はい、了解しました。
0:01:09	今日お配りしている資料ですけれども、資料は一つだけでございまして
0:01:17	資料1ですね申請の概要ということで、
0:01:20	ございます。
0:01:26	今日ご説明する内容をですね1ページの目次に記載してございますけれども、
0:01:33	まず最初に、2ページから8ページにかけて型式指定の申請概要、
0:01:40	概要としまして、今回申請させていただきました特定金融ガスとの主要
0:01:43	なり構造、
0:01:45	をまずご説明します。
0:01:54	そのあと
0:01:59	承認承認をいただきました型式証明の範囲からですね、支援の範囲で
0:02:02	一部限定している部分もございますので、そのこの辺り、
0:02:07	それからあと施設側との、の評価との境界部分、
0:02:11	それから申請範囲となる部品、
0:02:15	設備について、込まれる中でご説明します。
0:02:21	そのあとをし、申請審査での説明事項。
0:02:24	それから説明の中に主な
0:02:28	項目にあります技術基準適合性の概要についてご説明して最後説明ス
0:02:31	ケジュール、
0:02:34	そういう構成になってございます。
0:02:37	それでは2ページをお願いいたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:30	型式指定の申請概要ですけれども、
0:02:35	今年のですね 6 月深津形に相変更承認いただきました。MSF24PSが た。
0:02:42	申請の内容、後で詳細ご説明しますけれども、緩衝体、貯蔵用緩衝体 付貯蔵方式の横標識、
0:02:53	2Aであり、かつ、貯蔵建屋内貯蔵に限定した申請とさせていただいてお ります。
0:03:00	したの表にはですね申請書の構成ということで、本文と、あと添付書類 としまして 16 の書類をつけて申請の方させていただきます。
0:03:12	続いて 3 ページをお願いいたします。
0:03:18	こちらにはMSF24PS型の主要構造でございます。
0:03:24	左側の表ですけれどもこちらの本文に記載している仕様、
0:03:30	そうですね、あと一部、
0:03:32	追加情報を付け加えた形で仕様をまとめたものでございます。
0:03:39	こちらの仕様ですけども、基本構造が同じとなります。
0:03:46	先行の設工認、こちらが伊方発電所の
0:03:51	乾式キャスクのタイプ 2 と同じ基本同じものでございますけども、そちら とちょっと後程、比較してご説明をさせていただきたいと思えます。
0:04:05	次に 4 ページ。
0:04:07	5 ページをお願いします。
0:04:11	4 ページ 5 ページには、このキャスクに収納できる収納物の収納条件を 示しております。
0:04:20	4 ページが 17 掛け 17 燃料、5 ページが 15 掛け 15 燃料でございまし て、
0:04:26	それぞれ
0:04:29	4 万 8000 メガワットパートの方と 3 万 9000 メガワット 0%とまた、
0:04:34	その中でも、A型B型と分かれておりますけども、この表に書いてある資 料の、
0:04:40	はい。範囲で収納することができ、
0:04:43	それぞれの表の下にですね収納配置条件を入れておりますけれども、 中央部と外周部にですね、収納できる条件がございます。
0:04:53	こちらの条件につきましては、型式証明から一切変更がございません。
0:04:59	また、17 年度と 15 年度というのは
0:05:03	混載して収納するっていうことはしません。
0:05:09	ここで一旦ですね、資料の参考としてつけております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:18	ページが 23 ページからになりますけれども、
0:05:21	構造、後の説明をさせていただきます。
0:05:30	23 ページをお願いいたします。
0:05:34	23 ページには、
0:05:37	貯蔵状態の様態図を入れてございます。
0:05:42	キャスクをですね横置に設置した状態。
0:05:47	キャスクの上部と底部にですね、
0:05:51	ちょうど用の緩衝体をそれぞれ付けるという設計でございまして、キャスト貯蔵架台に
0:05:59	設置して、上部及び下部トラニオンを木場伊達固縛します。
0:06:06	火葬体と同様、
0:06:08	課題ですけれども、
0:06:11	創造線、2 点鎖線で表現しておりまして、こちらは申請範囲外ということになっております。
0:06:20	この今、見た目上ですね緩衝体の形状というのは次のページに出てきますイソダの緩衝体と同じものを、
0:06:30	表現上はつけておりますけれども、これは範囲外ということです。
0:06:37	続いて 24 ページ、お願いします。
0:06:42	24 ページがですね、このキャスクの輸送時の様態図。
0:06:47	でございます。
0:06:49	見た目はもうほぼ同じ状態になってございます。
0:06:55	コードの違いというのは後程説明させていただきますけれども、
0:07:00	30 分たですね、またに少し差異がございます。
0:07:05	そういうのを下招待ですけども、上部、下部にそれぞれついてますがこちらも創造線で書かせていただいております。
0:07:15	ちょうど合わせまして、3 食材は申請の範囲外にしてございます。
0:07:22	ただですねこれも後で説明しますが、
0:07:28	機貝伴規則への適合においてはですね、緩衝体を付けるということが必須条件になって、
0:07:35	参りますので、
0:07:37	この型式仕切れの中ではですね、
0:07:42	固有の緩衝体を装着することを条件として、適合性説明を行うということでその部分が少しちょっと字とは異なって、
0:07:51	来るということになります。
0:07:56	続いて 25 ページをお願いします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:02	企画部のご説明をさせていただきます。
0:08:06	25 ページは特定兼用キャスクの本体の道具を示した図がを記載してございまして、
0:08:15	グラフの中央にはですね、炭素構成の動がございまして。
0:08:21	その外側の外側に
0:08:25	該当、こちらでも丹十河でございましてこの二つが主要なガンマ線遮へい体になります。
0:08:33	該当胴と外筒の間に、緑色のものがありますけれどもこちらが中性子遮へい材でレジでございまして。
0:08:44	女性遮へい材を助成する空間ですけれども、電熱日を設けておましてこちらの胴と外筒に溶接で、
0:08:54	設置するという構造でございまして。
0:08:57	金属キャスクの取り扱いにつきましては上部と下部のフランジ。
0:09:02	それぞれ四つずつありましてそれを用いて、取り扱いを行う。
0:09:07	いう形になります。
0:09:13	続いて 26 ページ、お願いします。
0:09:21	バスケットを示してございまして。
0:09:27	バスケットの構造について簡単にご説明しますと左側の鳥瞰図からになっているものですねこちらが組み立てた集合体の状態に、
0:09:38	なっております。
0:09:40	その組み立ての基本的なパターンというのが、一番右側にございまして鳥瞰図。
0:09:48	部品としましてはオクバスケットプレートと中性子吸収材、アセットプレートはアルミニウム合金製、中性子吸収材は交差点がアルミニウム合金整理になっておまして、
0:09:59	赤色で表現したのが中性子吸収材です。
0:10:05	しおり構造という形で読んでおりますけれども、バスケットプレート、中性子吸収材それぞれに、
0:10:14	でこぼこなような切り欠きを設けておまして、この切り欠き部分を監護させて、
0:10:21	上にくみ上げていくという形に、
0:10:25	なります。
0:10:29	構造的には組み上げるのみでございまして、中性子吸収材をバスケットプレートに固定する或いは接着するというふうなことは一切しておりません、適当な、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:40	適度な隙間を設けた形でくみ上げていくと。
0:10:44	くみ上げたものを、キャッシュフローの中に挿入すると。
0:10:50	押す。
0:10:52	バスケットプレートの断面形状、もう償還の方に入れてますけれども、
0:10:57	感じのですね、雨の時の断面ということで、中に空間がですね端から端まで繋がった空間がございます。
0:11:10	続いて 27 ページお願いします。
0:11:18	次はですね特定兼用キャスクの本来の蓋部のご説明になります。
0:11:25	27 ページに貯蔵時の下部の構造、
0:11:30	後で、28 ページで輸送の二つの構造をご説明します。
0:11:36	ちょうど状態ですけれども、
0:11:38	他は都合 3 枚、設置された後に付けられます。
0:11:43	いずれの蓋もボルトで本体に固定がされます。
0:11:49	ACルーですけれども、一次豚と二次蓋にですね、右側に示す金属ガスケットを取りつけましてこちらの二つでCO20 の話を行います。
0:12:04	江村の機能ですけれども、
0:12:06	1-1、浜田ですけれどもこちら炭素構成でございまして蝶理の密封境界、
0:12:14	御願います。
0:12:16	次浜谷は中性子遮へい材が充填されておりましてこちらで中性子を遮へいします。
0:12:23	それからニジブたですけれども、こちらはガンマ線の遮へい体となります。
0:12:29	またとじ込み境界ではございませんが、一次蓋と二次蓋の間の圧力をですね、監視するために、設置するもの。
0:12:39	もございますので、圧力監視を、
0:12:41	行うための部材ということで、
0:12:45	2 浜田農場面にですね、掘り込みがあると思いますけれども、この掘り込みの穴の部分がですね
0:12:53	細谷なんか一部貫通しておりまして、一次蓋と二次蓋の間の、
0:12:58	圧力を監視できる構造になっています。
0:13:02	細かい形状も少し後に出て参ります。
0:13:05	それから長同様の 30 分たてのが一番上につきますけれどもこういった炭素構成でございます。
0:13:11	こちらの方ですけれども目的としましては、貯蔵用緩衝体を設置するために必要な部材と、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:18	ということで、取りつけるものになります。
0:13:25	について 28 ページをお願いします。
0:13:29	こちらの輸送時の下部の、普通になります。
0:13:36	当時と同様ですね、ハタは 3 枚ございまして、同じようにボルトでキャスク本体に取り付けられます。
0:13:45	シールですけれども、
0:13:47	一部だと二次蓋は先ほどの貯蔵時と同様に、金属ガスケットが取り付けられると。
0:13:53	いうことに加えまして、山地部たの方には、
0:13:59	ゴム製のリング。
0:14:00	が取り付けられます。
0:14:05	復興庁のリップ協会は、もう参事豚、
0:14:08	がですね担うことになります。
0:14:12	またニジブたにもですね金属ガスケットついてますけども、床チラーはですね
0:14:18	水密境界ということで、
0:14:23	水が入ってこないような業界の位置付けで、
0:14:27	発表もございまして、輸送中学校の二重管と三次豚で、20、
0:14:33	入戸。
0:14:34	形になります。
0:14:40	続いて 29 ページ。
0:14:44	30 ページを
0:14:46	お願いします。
0:14:48	29 ページ 30 ページにはですね、貯蔵用の
0:14:54	まず、上部側の構造の構造例ということで、二つの構造例を示したものになっております。
0:15:05	ちょうど緩衝体というのは申請範囲外になり、なっております、
0:15:10	これが設置許可であったり設工認の中で、審査を受けるものですがけれども、その際に、
0:15:17	いろんな緩衝体のバリエーションがあるということで、代表的なバリエーションのふたパターンをですね、例に挙げましてその際の、
0:15:30	報道で特に
0:15:32	一、二十と間の圧力を監視する部分。
0:15:36	そうですね。少し、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:41	19 ページがですね、ちょうど緩衝体がですね少しコンパクトなものがとりついたイメージでの
0:15:49	また、
0:15:53	一部タート 20 の間に青色のですね、ハッチングをかけた領域が圧力監視空間になるんですけどもここの圧力を勘案するために、
0:16:03	20 た上に圧力センサーが取り付けられまして、
0:16:07	そこからですねケーブルをですね外側にいっぱい出す必要があると。
0:16:11	ということで、ちょうど 30 日間にはですねそのための穴というのが設けられておりまして、これが左側の図で書いてある形状のものになります。
0:16:24	この場合緩衝材のポリウムが小さいバージョンですので、その光出してくるところというのは、車体がないような形になりますので、
0:16:34	比較的出しやすいような、
0:16:38	構造になってございます。
0:16:43	次に 30 ページをお願いします。
0:16:49	30 ページはですね、
0:16:52	少し反射体の方が大きいようなパターンということで、輸送に取りつけるような、
0:17:00	寒色体のイメージでございますけれども、
0:17:03	丹治牟田の形状というのは同じものでございまして、二次ぶた上の圧力センサー、
0:17:11	をですね取りつけるために、
0:17:13	ANAが 3 セクターに入ってまして、
0:17:16	そこからですねケーブルを出していくということですが、ケーブルは、緩衝体はその緩衝体の部分を通るのではなくて、
0:17:25	少しCHASTEの改定に沿った形で、果たしていくと、こういった
0:17:32	構造がもうちょっと考えられるということになります。
0:17:40	ここにですね 31 ページ。
0:17:42	ですが、二次蓋の行動の差異ということで、
0:17:47	ここちょっとですね工事の
0:17:51	ですね、一部差異がございますのでご説明します。
0:17:55	31 ページの左側に今ちょうど右側には輸送人員の計上を入れておりますけれども、
0:18:02	ちょうど輸送時の際にですね、ところの圧力、
0:18:07	頭のところにはモニタリングポートカバープレートということで、ふたがされます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:18:14	貯蔵品はこの蓋を取り外して、この部分に圧力センサーをつけるという ことで、
0:18:21	2人軽重自体は同じなんですけれども、部品が一つ、
0:18:26	問題日報とかプールがあるかないかというところが、違いとなります。
0:18:37	続きまして 32 ページに、30 分とも、
0:18:41	江東のサイト、
0:18:43	後でこちらも左側に、貯蔵時の
0:18:47	30 分後、右側に輸送時の参事豚を比較してございます。
0:18:53	いた II であったり、外径、
0:18:57	というのは同じでございますけれども、
0:19:01	時代がいくつかございます。
0:19:05	違いがある部分、緑の枠で囲っておりますけれども、
0:19:12	ちょっと一番大きな違いというのが、輸送中にはですね、英語ポーリン グが取り付けられていると。
0:19:20	いうところが
0:19:22	違いでございましてちょうど時にはこのフォールディングってのは取り付 けません。
0:19:27	それから、先ほど申し上げた貯蔵 G のですね、フタミは、
0:19:33	多賀あいてござい
0:19:36	その下の方にもですね、
0:19:40	その下の方にもですね、
0:19:44	実際貫通穴が開いてるんですけどそれを輸送中はシールする必要ある ということで、
0:19:49	カバーがついているという
0:19:54	あと 30 メーターの底面の形状に若干の差異がありますけれども、こちら の重量上ですね、
0:20:03	ということで、
0:20:04	1 点目には少し形状の差異がございます。
0:20:10	以上、
0:20:12	行動の際の、
0:20:14	ところをご説明させていただきました。
0:20:17	続いて 33 ページ。
0:20:20	ですけれども、
0:20:22	こちらに、先ほどこのキャスクのですね使用について、
0:20:28	ご説明するというので先行の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:31	設工認認可済みのものとの比較ということで、比較する形で使用を求めたものになります。
0:20:43	いろいろ項目がございますけれども、差異がある部分について赤字で書いてございまして、
0:20:51	大きなところとしましてはちょうど姿勢がですね横置きのやる方でやるかという違いがございます。
0:21:01	動きですと、ちょうど予算事業だと、児童館所帯がつくということですので、
0:21:11	状態を反映し、した結果ですね、質量と寸法が。
0:21:15	かわらできます。
0:21:18	それから、最高使用温度が少し異なりますけれどもこれは横置か縦置かというところで、温度ほどばかり少し変わっていますので、
0:21:28	最高使用温度も、
0:21:30	依頼がございます。
0:21:33	コード的には、首藤参事豚があるかないかということで、その差異がございますけれども、その他はですね、
0:21:41	行動できるのは一緒。
0:21:44	あと就労する燃料につきましては15燃料というのが、この申請では追加された。
0:21:51	いうところが違いでございます。
0:21:56	続いて、35ページを打っていただきたいんですけども、
0:22:03	こちらの輸送時の主要な主催ということで、こちらも、
0:22:09	1000個宇根設計承認のですね、政府
0:22:16	系との比較ということで、
0:22:19	四国電力さんのMSF24Pがたとの比較を示してございます。
0:22:25	資料につきましては先ほどの貯蔵時と比べまして、ほとんど差異がなく、
0:22:33	収納する燃料がですね、15が追加されたところのみでございます。
0:22:42	はい。以上ですね構造と、
0:22:46	主要な主要なところをですねご説明をさせていただきました。
0:22:53	資料の
0:22:57	前の方に戻っていただきまして6ページをお願いします。
0:23:10	ページにはですね、型式指定の審査範囲ということで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:17	型式証明を受けた設計の使用範囲のうちですね、今回、型式指定の範囲として、一部限定する部分がありますのでそちらの範囲を示したものになります。
0:23:29	今回範囲として含める部分を、この赤枠で囲っているところ、形で示して、
0:23:37	ございます。
0:23:41	照明の大きな値、範囲としては、横置き、
0:23:47	或いは縦置というところがございますが今回よコーヒーに限定すると。
0:23:52	あと、
0:24:15	どうぞ。
0:24:18	ちょっと今共有の方が繋がっ。
0:24:21	います。
0:24:22	なので、画面の方にどうするか、どういう、
0:24:29	説明続けます。
0:24:32	貯蔵場所、
0:24:35	につきましてですが、先ほど申し上げたようにちょうど建屋内での貯蔵に限定をさせていただきます。
0:24:43	それを受けまして貯蔵状態における収容のですね、こちらの最高温度が、立山医長の場合は45度でございまして、あと、
0:24:53	その状態における建屋の壁面温度というのは、65度ということで、
0:24:59	こちらの方、
0:25:01	検討する。
0:25:03	いう形になります。
0:25:04	その他の条件は正面、
0:25:08	滝オク縦置というのは基本的に同じですので、共通したものでございます。
0:25:16	続いて7ページですけれども、こちらのページには、
0:25:22	設工認申請の引き継ぎ事項ということで、
0:25:27	ちょうど施設側で、追って確認いただく事項について示してございます。
0:25:36	下に表がございませどもこちらの①から⑦番。
0:25:40	については、型式証明の中で確認をいただくことができないので、
0:25:46	後段審査で確認いただくということで、
0:25:50	これらにつきましては型式証明の際にも、設置許可申請で非確認いただくということで示しておりまして、
0:26:00	それと同じ項目をですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:04	詳細設計において確認いただく事項として挙げており、申請書本文の方に記載をさせていただきます。
0:26:11	下の表の①から⑤孔版ですけども上に、簡単な図を入れてございましてそれと対応して見ていただければと思いますが、
0:26:19	①番としましては貯蔵用緩衝体の性能ということで、
0:26:24	こちらにつきましては申請書の方ではですね、日本機械学会の金属キャスク構造規格、
0:26:32	供用状態Dというのが規定されておまして、こちらの特別の試験条件と、
0:26:38	同じでございますけれども、真木虹子ジンノモード。
0:26:43	この状態。
0:26:44	に対してですね、ちょっと主体が特定危険キャスクの安全機能を担保するぐらいは旧基準、
0:26:50	必要な除染を有すること。
0:26:53	ということでこの辺りを確認いただくということがございます。
0:26:57	オカ②番、主要積み年度収納時の措置ということでこちらは基本的に特定契約あそこを建てる際の、運用上の留意事項に近いところでございますけれども、
0:27:08	臨界防止、
0:27:10	であったり、
0:27:12	あと、遮へい除熱というところではこの収納、収納する使用済燃料の、
0:27:18	制限がございますので、そそれを
0:27:22	逸脱しないような措置をコールということで、そちらをご覧ください、
0:27:29	それが③番の遮へいですけども、ちょうど建屋で、
0:27:33	内でちょっとする場合、建屋が損傷する場合っていうのがございまして、
0:27:39	その場合、遮へいの性能、機能が著しく低下する場合ですね、
0:27:46	行動周辺の敷地境界の線量の線量限度を超えないということ。
0:27:52	あと通常時の
0:27:54	状態の線量というのも、
0:27:57	ちょうど施設側での評価になるということになります。
0:28:02	それから④番の除熱ですけども、
0:28:05	二つでございますが、まず一つは、特定兼用キャスクの除熱機能を阻害しない設計である、ちょうど固定であるということです。
0:28:15	主なポイントとしましては、
0:28:19	給気口排気孔の閉塞がない設計であるということですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:24	ちょうど縦はですね吸気から冷たい空気を取り入れてキャスクの熱を廃棄
0:28:31	にですねまわしていくという設計が
0:28:33	基本、なっておりますので、その部分、
0:28:37	すごく提案の方で確認いただく。
0:28:40	それからもう一つがですね權益が数をですね、置いている周囲温度、
0:28:46	それから、壁面温度ですね、というのがキャスクの評価条件で、周アンドウ 45 度、建屋の壁面は 65 度という条件で評価してますので、
0:28:56	直し下回るとい下回る設計であるということ。それから、
0:29:02	運営面でですね主要のか。
0:29:05	監視できる設計であるということ、この辺りを確認いただくということになります。
0:29:10	それから閉じ込め、⑤番閉じ込めですけども、閉じ込め機能の異常に対する修復性の考慮がなされている。
0:29:20	それから 6 番、波及的影響ということでこちらは地震時のですね貯蔵施設、
0:29:27	における周辺施設等からの波及的影響によって、
0:29:31	キャスクのですね安全機能が損なわれないことということで、例として右上の方に絵を入れておりますけれども、
0:29:37	像がないからキャスクが落下するとかですね。
0:29:41	あと、施設課を介して、キャスクが埋没するといったような例として考えられますけれども、こういった状態で値上げ機能が維持されるということを、
0:29:51	本田、
0:29:54	それから最後 7 番の竜巻ですけども、
0:29:59	今回型式指定の中でですね、
0:30:03	設計飛来物っていうのを、
0:30:05	選定してまして。
0:30:08	施設側で、
0:30:10	考える、設計飛来物が、
0:30:13	型式指定の範囲に登録されているのか、したかというところをご確認いただいて、
0:30:19	把握されているのであれば、問題なしなんですけど、こういう場合とは別途評価が必要になると。
0:30:27	ということでございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:33	続きまして 8 ページお願いします。
0:30:39	8 ページにはですね審査対象とする部品設備ということで、
0:30:45	一覧表を入れてございます。
0:30:48	こちらの表はですね、
0:30:51	1 度型式証明の中での審査会合の中でご説明をさせていただいたものを一部ちょっと手を入れておりますけどもそれを別にしたものになります。
0:31:04	表の見方ですけども一番左に分類としまして特定兼用キャスクと周辺施設と、
0:31:10	ボンベがございまして、
0:31:12	それぞれ部品がございまして、
0:31:15	部品ナンバー設備という欄に、四角マークですね、入れているのが、それぞれ貯蔵処理装置に使用する、
0:31:24	部品であるということを示しております。
0:31:29	キャスク本体バスケット一次蓋 20 床、これらにつきましては貯蔵時装置とともに使用がなされますが、
0:31:36	先ほど少しご説明させていただいた、二次ぶた状のですねモニタリングポートカバープレートというのは、輸送時のみに使われ、
0:31:45	あと 3 セクターとしては輸送用三次蓋とちょうど予算データがそれぞれのもので付けられます。
0:31:52	あと、周辺施設というカテゴリーにしていますけども、輸送用の緩衝体、貯蔵用の緩衝体が、
0:31:59	それぞれ別々のものがつけられて、
0:32:03	貯蔵架台、それからメーカー責任、
0:32:07	監視のための圧力センサと温度センサーというのは承知の上に取りつけられ、
0:32:14	右側見ていただきますと申請範囲と審査対象ということで、0、
0:32:19	3 角或いはバーを入れてございます。
0:32:24	それぞれの審査の段階で、丸印というのを見ていただくということになります。
0:32:33	型式証明、型式指定では、審査範囲が特定兼用キャスクに分類されたもののみですので、
0:32:43	その部分にしか丸がつかないということになります。
0:32:50	周辺施設については基本的には、
0:32:54	施設側で見ていただく。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:59	今回は型式指定、
0:33:01	がですね赤は赤枠で囲ったところになりますけれども、
0:33:05	特定兼用キャスク食うとしてマルをつけてる部分を見ていただく。
0:33:11	審査範囲にさせていただきます、
0:33:14	あと周辺施設としてですね、輸送用の緩衝体と貯蔵用の緩衝体に参画を入れてございますけれども、
0:33:23	基本的に審査範囲外にはなるんですけれども、ちょうど用緩衝体につきましてはですね、
0:33:30	設計方針の中で、先ほど、
0:33:34	出てきました
0:33:36	実績条件というのがございますので、
0:33:38	その部分について、確認いただくということで審査範囲、審査には一応入れている。
0:33:45	二つになります。
0:33:47	それから輸送用緩衝体につきましても、同様に審査範囲外と認識しておりますけれども、
0:33:54	冒頭少し申し上げた通りですね、輸送、運搬規則の適合性に必要な
0:34:02	安全機能を維持するために必要な部品でございますので、
0:34:06	規則適合のために必要な部品、
0:34:09	条件として審査の中に、
0:34:11	褒める形。
0:34:13	になる。
0:34:14	ここでさせていただきます。
0:34:20	以上がですね、この資料で型式指定の申請概要のところについてご説明をさせていただきます。
0:34:31	一方、
0:34:33	区切りがいいところではありますが、続いて説明した方がよろしいでしょうかそれとも一旦切った方が、
0:34:40	よろしいでしょうか。規制庁松尾です。このまま続けて説明をお願いします。
0:34:48	三菱齊藤です。了解しました。それでは、
0:34:51	9 ページ以降ですね、ちょっとご説明させていただきます。
0:34:56	9 ページからですね 11 ページにかけまして、型式指定審査での説明という項を、
0:35:03	記載してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:06	内容がですね 1 度、
0:35:09	以前、面談の際にも少し紹介をさせていただきましたのでその部分とそれほど、
0:35:15	また同じものになってございますので少し簡単にご説明させていただきます。
0:35:21	9 ページですけども、こちらが主な説明事項になります技術基準規則への適合性の
0:35:27	内容でございます。
0:35:30	規則のですね 56 条 7 条 107026 条の部分について説明をさせていただきます。
0:35:39	安全機能別の安全機能とですね構造強度、それから長期健全性というところを説明させていただきます。
0:35:50	続いて 10 ページが
0:35:55	イソノ。
0:35:57	味噌管理ということで事業、外運搬規則への適合性説明ということで、
0:36:02	規則の第 6 条 11 条。
0:36:05	の適合性説明を行います。
0:36:09	こちらで四つの安全機能と構造強度長期健全性の説明が主なところでございます。
0:36:16	それから 10 ページの下の 3 ポツに記載しております。
0:36:20	品質管理基準規則への適合性について、
0:36:25	ご説明の方をさせていただきます。
0:36:32	それから 11 ページ。
0:36:36	ですけれども、
0:36:40	こちらの審査の中での参考補足説明の位置付けではこうなりますけれども、
0:36:48	予告貯蔵時の設計方針ということで、
0:36:52	ちょうど緩衝体を装着することで、金属部への衝突に対して安全機能が損なわれる恐れがない設計とするということ。
0:37:01	置いておまして、
0:37:03	それに対して先ほど、緩衝体をですね、つけた状態での安全機能維持の見直し説明というのをさせていただきますと思っています。
0:37:15	こちらの型式証明の審査会合でそれをお勧めするということを宣言させていただきますので、
0:37:22	その説明に対応するものになります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:37:30	以上がですね、審査での説明事項でございます。
0:37:36	それから、次に 12 ページからですね、審査の中で、
0:37:42	一番、
0:37:44	主に見ていただくとお思います技術基準適合性。
0:37:49	についてですね、概要と、
0:37:52	サトウ、詳細は各
0:37:55	白状説明はまた別途させていただきますけども内容は、
0:38:00	ですね、各場 1 枚ごと、1 枚ずつ変えておりますので、その辺りを、
0:38:07	ちょっと簡単にご説明させて、
0:38:10	まだ 12 ページ。
0:38:14	ですけれども、
0:38:16	こちらにはですね表でですね各、
0:38:20	規則の情報に対して、説明する事項、それから中で使用します評価方法と解析行動。
0:38:32	型式証明の中で、
0:38:35	設置許可基準規則への適合性としてですね。
0:38:39	設計方針と、
0:38:41	その設計方針の妥当性の見通し説明をさせていただいてまして、こちらで行ったものと、どの部分が違うのかというのが、
0:38:52	わかる表になってございます。
0:38:57	災害の部分ですね赤字で書いてございまして、
0:39:03	そちらがですね、まず五条、六条、七条。
0:39:09	ですけれども、
0:39:10	西津波竜巻に関しましては型式証明では、応力評価式を用いまして簡易評価を、
0:39:19	用いた形で説明をさせていただきましたけれども、
0:39:22	これにつきましては、詳細な評価ということで、ABAQUSコードを用いまして、評価することを加えてございます。
0:39:35	あと 17 条の構造強度の説明というのは、型式証明では行っておりませんでした、17 条規則適合性のためにですね、
0:39:48	講座公式を用いた評価を追加してございます。
0:39:54	あと 26 条ですけれども、
0:39:57	四つの安全機能のうちですね、遮へい、
0:40:01	におきましては、型式証明で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
 発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:05	DOT3.5 コードとMCNPVコードを使った説明をするという形で両者の説明をさせていただきましたが、
0:40:15	型式指定では、MCNPⅣに絞らして、
0:40:19	評価の方させていただいております。
0:40:24	臨界情熱閉じ込めにつきましては、同じ評価方法でございまして、
0:40:29	全く解析のやり直しがないものもございまして一部やり直しが、
0:40:35	詳細評価の詳細設計の反映等があつてやり直している部分がございます。
0:40:42	あと長期健全性につきましても、基本的には文献試験データによる確認ということで、同じ。
0:40:48	ようなお説明をさせていただきます。
0:40:52	それから 26 条の中で構造共同ということでも安全機能を担保する道路部材、
0:40:58	ですね、構造共同が十分あることを示すということですが、こちらにつきましては、
0:41:06	ですね、応力評価式、加えまして、ABAQUSコードを使った詳細評価を行つてますので、その分が違ふということになります。
0:41:19	13 ページ以降ですね、
0:41:22	添付の 5 条から 26 条にかけて、どのようなことを説明するかという概要を載せてございます。
0:41:31	見方ですが、
0:41:33	一番、それぞれのページの上にですね規則要求ということで、技術基準規則の益を記載してございましてその下に、
0:41:41	基本設計方針ということでこちらは、
0:41:44	型式証明で承認いただいている議論設計方針。
0:41:50	指定の本文に書いてございますがそれを、
0:41:54	少し割愛した形で記載してございまして、
0:41:59	その下に安全評価ということで、どんな評価を行つたかということそれから一番下に設問で確認される事項というのを並べてます。
0:42:08	基本設計方針は照明でご確認いただいておりますので、割愛させていただきますけれども、
0:42:14	安全評価のところですね、型式証明、
0:42:18	とは違ふ部分について少しご説明します。
0:42:22	まず、地震の、
0:42:24	方ですが、安全評価。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:26	そうしまして
0:42:28	弱ですね、億劫に基づいて、地震力の告示の地震力を使っていますけども、荷重と、
0:42:37	地震力以外の荷重の組み合わせというのを、
0:42:41	考慮しまして、
0:42:44	特定金融CHASTEの、
0:42:47	構造強度と安全機能を担保する構成部材の評価を行ってございます。
0:42:53	協会では、
0:42:54	下の表に示している部位を選定してございまして、
0:42:58	適用規格としましては、金属キャスク構造規格の供用状態Dと、
0:43:04	コンバージェンスにつきましては、もう基準がございませんで破断しないということ、
0:43:08	基準にしてございます。
0:43:12	備考欄に記載しておりますと、李。
0:43:14	これらの評価部位に対する適用規格につきましては、先行のですね設問とですね、
0:43:23	使用済み燃料乾式貯蔵容器と同じものを適用してございます。
0:43:31	続いて 14 ページに、津波の制度概要。
0:43:37	ご説明して、
0:43:39	おります。
0:43:43	津波の方安全評価ですけれども、
0:43:49	インダ、概要ですね審査ガイド。
0:43:52	に基づいて果樹。
0:43:56	の組み合わせを考慮した上で、
0:43:59	行動評価を行うという形にして、
0:44:04	評価部位ですけれども、先ほどの地震と同じ。
0:44:08	部位について評価を行っております。
0:44:11	鉄鋼規格につきましてはこちらも地震と、同様にですね金属キャスク構造規格を用いて、
0:44:18	供用状態としてはTの基準を適用してございます。
0:44:24	津波荷重というのはですね、
0:44:29	津波の初とですね、あと飛来物、協力時の衝撃荷重っていうのが加わりますので衝撃荷重は近年キャスクに作用すると。
0:44:38	ということ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:39	それから沖山設計方針のほうに記載しておりますその許容限界ですね。
0:44:45	に対応するような基準ということで金属キャスク構造規格のですね供用状態ジノ、
0:44:51	教育委員会での適用してございます。
0:44:59	続いて 15 ページをお願いします。
0:45:04	第 7 条の竜巻委員による損傷の防止について、
0:45:11	評価、
0:45:14	ところですけども、
0:45:17	審査ガイドに基づきまして、
0:45:21	原子力発電所の竜巻影響評価ガイドを参照し、
0:45:25	荷重の組み合わせ、
0:45:27	そういう、
0:45:29	いうところをそれに基づいて考慮して、評価を行います。
0:45:34	評価部位は地震津波と同じ位を、
0:45:38	連絡しております、
0:45:40	的確につきましても、津波とですね同じものを、
0:45:45	用いております。
0:45:48	竜巻におきましても、風荷重、それから、飛来物の衝撃荷重ということで衝撃荷重がこうありますんで、
0:45:57	ということそれから、許容限界につきましても、同キャスク構造規格の供用状態Dの、
0:46:04	強力に対応できるということ。
0:46:08	判断しまして、
0:46:11	パスポートの企画を、
0:46:14	を用いた評価を行い、
0:46:20	続いて 16 ページ。
0:46:22	お願いします。
0:46:24	16 ページには、
0:46:26	規則の第
0:46:28	17 条、
0:46:30	と、あと 26 条の第 2 項第 6 項というところで、
0:46:35	キャスクの構造強度、26 条で示される公共の協働、
0:46:41	ところの評価について、示したものになります。
0:46:48	17 条への適合と 27 条への適合。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:52	はですね
0:46:56	上が少し異なっておりまして 17 条の適合というのは、
0:47:02	基礎、十四条の方で定義される機器庫数に基づいた評価と、
0:47:08	いうことで、
0:47:10	この容器はですね 17 条の、
0:47:14	中ではプラス 3 容器と、
0:47:16	いうふうに勝手に、
0:47:18	また基礎 17 条に記載されている規格として設計検査
0:47:24	を、
0:47:24	を用いて、
0:47:26	その容器有馬須藤と一次豚の評価を行います。
0:47:34	それから 26 条で要求されている事項に対する適合でございますけれども、
0:47:40	安全機能を維持するために必要な構造強度部材について評価を、
0:47:46	行っておりまして、こちらは金属キャスク構造規格を適用し、評価を行って
0:47:55	これらの分類、
0:47:57	これは適用規格等ですけれどもこちらも
0:48:02	先行設備等に、
0:48:04	のを乾式貯蔵力と同じものを適用してございます。
0:48:12	続きまして 17 ページ。
0:48:16	後から第 26 条の安全、
0:48:20	機能に係る部分の内容でございまして、17 ページは臨界防止機能でござ
0:48:28	います。
0:48:34	安全評価ですけれども、型式証明の方で、
0:48:42	解析コードを使った評価をしてございまして、型式指定でも同じ、
0:48:44	結果をですね、使って、
0:48:45	思います。
0:48:45	実際もう型式証明と同じけ。
0:48:50	そのまま指定の方でご説明する形になる予定でございまして、
0:48:55	照明の方でかなり細かく見ていただいたのですが、
0:49:01	同じであるというところ。
0:49:04	後、説明を中心にご説明。
0:49:06	いただく。
0:49:07	予定でございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:11	続いて 18 ページ。
0:49:14	にした。
0:49:15	26 条の遮へい機能、
0:49:17	いたる適合性説明ということで、
0:49:21	ええと今回、
0:49:24	型式証明
0:49:26	対しまして、解析で用いる行動ですねMCNP V 構造に限定して評価を行っておりますので、
0:49:33	その内容についてご説明をさせていただきます。
0:49:42	続いて 19 ページ。
0:49:46	でございますが、26 条の除熱機能に関する、
0:49:50	シートになってございます。
0:49:54	こちらでも型式証明の方で、解析コードを使ったご説明をしておりますけれども、
0:50:01	それを改めて説明させていただくと。
0:50:05	衛藤。
0:50:07	右下にですね除熱解析モデルの図を入れておりますけれども、評価の中ではですね、
0:50:16	緩衝た重要緩衝体を装着した状態の評価を行っております。
0:50:23	想定している貯蔵緩衝体の中でも、輸送の
0:50:31	緩衝体と同じもの、
0:50:32	以上の緩衝体が木材でございまして、
0:50:36	断熱効果の
0:50:38	が大きいものになりますので、
0:50:40	ちょうど緩衝体の中でも最も
0:50:44	実益評価を保守的に行う。
0:50:48	本当に目的。
0:50:50	をですね採用しまして、
0:50:52	緩衝体をつけた評価というのを行っております。
0:51:01	続きまして 20、
0:51:03	A、
0:51:05	26 条の閉じ込め、
0:51:08	の説明です。
0:51:12	26 ページ、閉じ込めに関しましては、こちら、型式証明とまた同じような、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:19	説明をさせていただく予定です。
0:51:22	用いる評価方法、
0:51:25	今ですね全く同じものでございまして、
0:51:30	一部条件の違い、温度が少し変わりますので、その部分が変わった部分が違いとして異なりますけれども、
0:51:39	照明と同じ説明をさせて、
0:51:45	21 ページ、長期健全性。
0:51:49	ですけれども、こちらも物件や試験データを使った、
0:51:54	ご説明させていただいてでして、
0:51:59	今型式証明と、
0:52:01	でご説明済みのものをもう一度説明するという形になります。
0:52:09	ここまでが、技術基準の適合性の概要でございました。
0:52:16	最後に、22 ページ。
0:52:21	のですね説明スケジュール、
0:52:25	ご説明させていただきます。
0:52:29	申請を7月13日に行わせていただきまして、
0:52:34	冒頭、審査の冒頭はですね、本日の概要説明、
0:52:40	から、
0:52:41	スタートしまして、
0:52:43	一つ、認識規則の適合性を先にさせていただいて、
0:52:48	したいと思い
0:52:49	26 条、
0:52:51	の安全機能長計年生。
0:52:54	そのあと、構造強度評価から自然現象に、
0:52:59	ぜひ説明。
0:53:01	そのあと、品質管理基準規則、
0:53:04	適合性とあと外運搬規則適合性。
0:53:08	順番に考えてございます。
0:53:11	我々の認可を受けたい。
0:53:15	時期ですけれども、
0:53:18	2022 年度内には民家を目指してございまして、
0:53:22	それに向けまして、うん、年内に、
0:53:25	できるだけ御説明の方完了して、
0:53:29	いくというスケジュールで考えてございます。
0:53:35	以上ですね当社から資料のご説明を終了いたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:42	規制庁松永です。
0:53:45	ちょっと私の方から、
0:53:47	全体的なところも含めて幾つか確認したいんですけども。
0:53:51	まずこの申請概要のパワポのこの資料の構成なんですけども、
0:54:00	1 ページをネーム見ると目次がありまして、
0:54:07	1 ポツ 2 ポツ 3 ポツで技術基準の適合性についてと。
0:54:11	今回の審査では、
0:54:14	2 ページ目にもあります通り、
0:54:17	添付 13 で、
0:54:18	外運搬規則の
0:54:20	基準の、
0:54:22	適合性に関する説明書もつけて、
0:54:25	この形機、
0:54:27	制度の運用上、
0:54:30	多分その設計承認ところの審査も先取り。
0:54:34	という形で、
0:54:35	説明なされると思うんですけども、
0:54:38	そうであるならば、
0:54:40	この 3 ポツの技術基準の適合性を、
0:54:43	より今丁寧に説明していると同時に、
0:54:47	今回運搬規則の基準適合性についても、
0:54:51	その構成としては、一つ項目立てをして、
0:54:55	一応説明の中で一応ポイントを説明すべきだと思うんですけども、比較 いかがでしょうか。
0:55:04	はい。三菱サイトウです。江藤。
0:55:07	了解しました。
0:55:09	同じ基準規則と同じように、書き出すとかなり量が多くなってしまうという ところもあってちょっと省かしてもらったところもあるんですが、
0:55:20	できるだけコンパクトに、
0:55:23	してですね、示すように、
0:55:26	します。
0:55:27	以上です。
0:55:29	阿藤。
0:55:30	今後のこの審査の説明スケジュールで、
0:55:35	22 ページ目に説明スケジュール示されてるんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:55:39	まずこの4ポツの貯蔵用緩衝体装着状態での安全性っていう、
0:55:44	項目があるんですけども、こちらん何を説明されるんですか。
0:55:54	えと三菱の回答でございます。
0:55:57	貯蔵用緩衝体はですね新田の範囲外でございますけれども、今現状想定しております貯蔵用緩衝体のバリエーションというのがございまして、
0:56:10	それを装着した状態で、またどういった事象。
0:56:16	取り上げるかってところにつきましては、幾つか考えられる施設の中で起こり得る、考えられる事象というのがあると思います。その中でも、
0:56:27	よりやすくへの影響が大きいものっていうのを、
0:56:30	例示しまして、その状態での
0:56:38	衝突評価っていうのを、
0:56:40	緩衝体をつけた状態での評価を御説明して、
0:56:44	安全機能というのが維持できるということを、
0:56:48	ご説明するというを考えております。
0:56:52	この説明というのは、電力さん、事業者さんの方でされるものでございますけれども、その、
0:57:02	以前説明というか、そういった位置付けに、
0:57:07	なると、いうことを考えております。以上です。
0:57:12	規制庁松江です。
0:57:14	これはその基準適合性の観点からは、
0:57:18	必ずしも、説明は、
0:57:22	いらないものの、今後その実用炉の
0:57:26	工認の審査で、
0:57:31	作るべき条件。
0:57:33	等が、
0:57:35	あり得るから、
0:57:37	その点を、
0:57:39	この指定の段階で、
0:57:40	説明なされるということ。
0:57:43	よろしいですか。
0:57:52	はい。
0:57:54	基本的には、今、松尾さんおっしゃっていただいた通りだと思っております。
0:58:00	はい。以上です。
0:58:03	規制庁松田です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:06	わかりました。
0:58:08	あとこのスケジュール感なんですけども、
0:58:12	今回、
0:58:14	申請概要のヒアリングを行っているわけなんですけども、
0:58:20	通常、大体審査というのはヒアリングを2、3回行ってそのあと審査会合という流れになってくんですけども、
0:58:28	多分例えば今回は、
0:58:30	申請概要のヒアリングをしてあとプラス7委員会をやって、審査会合という流れに、
0:58:36	なります。
0:58:37	一応このスケジュール感で言うと9月の頭には申請概要の審査会合を開くんですけども、
0:58:44	そのあとのヒアリング、会合での
0:58:50	説明、
0:58:51	そのスケジュール感なんですけども、
0:58:54	今のこの
0:58:56	1ポツ2ポツ、3ポツ、
0:58:58	ここの線引きを見ると、
0:59:00	ちょっとうまく
0:59:04	カテゴリーが、
0:59:05	何かバラバラになって、
0:59:08	そのヒアリングと審査会合との、
0:59:12	少しイメージしながら、
0:59:15	作られてもないのかなと思うんですけども、この辺の、
0:59:19	考え方についてちょっと1度説明をお願いできますか。
0:59:29	三菱の齋藤です。
0:59:33	実際にヒアリングとですね審査会合がどのような
0:59:38	配分で、
0:59:41	やっていくのかっていうところまでは
0:59:44	記載はしてございませんで、
0:59:47	確かにちょっと線がラップする部分が、
0:59:50	ございます。
0:59:52	ちょっと説明の順番的には
0:59:56	一番、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:58	3番2番というのを考えてるんですけども、ストラップさせてる部分が少し、ちょっとこの、
1:00:03	混乱させてしまっているのかなというふうに、
1:00:06	今受け取りました。
1:00:09	先ほど説明した通りですね1000審査の順番としては
1:00:14	記載の通りでございまして、
1:00:17	ヒアリングの中で、
1:00:21	ある程度固めて、
1:00:24	ご説明をさせていただいて、
1:00:28	型式指定の審査になりますので、少し細かい部分も見られる。
1:00:33	かと思いますが、
1:00:35	そういった概要説明をさせていただいて、それを踏まえて、細かい部分の確認をいただいて、
1:00:43	コメントが出るかと思いますが。そのコメントについては、
1:00:49	これもちょっと少し相談になるんですけども、ある程度
1:00:55	リストカーをした形で、こちらに
1:01:00	お帰りいただいて、
1:01:02	それを、
1:01:03	こちらで、資料2、
1:01:06	資料の形で、配当を、
1:01:10	作って、
1:01:11	固めてまた御説明という、
1:01:14	流れ。
1:01:14	になるのかなと。
1:01:16	今一番いいのかなというふうに考えてございましたので、ある程度説明はですね固めてご説明をさせていただこうと思って、
1:01:25	安全機能長期健全性の辺りですね、次回ちょっと固めてさせていただこうかなと思っているのと、
1:01:33	あと、
1:01:35	構造強度関係、17条26条、56条並びでは、固めてご説明をさせていただく。
1:01:43	ちょっと時間の許される時間というのが、1回当たりの時間がちょっとわからなかったので、ちょっとざっくりとし、
1:01:51	もう少し細かいスケジュール感があるというのであれば、
1:01:56	形でご提案をさせていただくのはできるかなと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:59	思って。
1:02:03	規制庁松村です。
1:02:07	多分今後 1 ポツで具体的なその説明をされる際には多分補足説明資料まとめ資料を多分、
1:02:14	提出時、
1:02:17	されてからヒアリングを行うかと思うんですけども、
1:02:21	この補足説明資料等の作成は、
1:02:26	これから作成されるんですよ。
1:02:33	三菱の齋藤です。
1:02:36	資料。
1:02:38	そうですね今作成してます。
1:02:44	安全機能とかですね長期健全性に関しては、
1:02:49	大体でき上がつつあるところ。
1:02:52	でございますイメージとしては型式証明でご提出した。
1:02:55	夏ですね、
1:02:58	同じようなものを予定してます。
1:03:01	して、
1:03:02	構造強度評価とかですねあと、
1:03:05	地震津波竜巻の評価っていうのは、
1:03:08	ハタ式して申請書の
1:03:12	を使いながらご説明させていただき、申請書の内容に含まれないような補足的な説明事項を、
1:03:20	補足説明資料として、
1:03:23	語順を用意します。
1:03:26	ある程度その細かい計算というのが、
1:03:29	申請書の方に書いておりますので、それを補足説明を補足するものについて補足説明資料を準備すると。
1:03:37	いうことを考えてます。
1:03:39	外運搬規則もそうでした、
1:03:44	計算書自体がもう、
1:03:46	の申請書に含まれてますので、補足される部分というのを、
1:03:50	これから作って
1:03:53	いってます。
1:03:55	わかりました。
1:03:57	規制庁松野です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:00	終わりました。
1:04:02	今回いろいろこの申請概要の参考見てまい。
1:04:07	期 4 例の伊方との比較をして、
1:04:11	もう、
1:04:12	ほぼ新規性技術的論点はないのかなとは思うものの、
1:04:18	細かい部分で幾つか、
1:04:20	ありますので、
1:04:23	その点は詳細に説明。
1:04:27	する必要があるかと思いますので、
1:04:30	ちょっと資料の作成等は、なるべく効率的に作成と、
1:04:36	進めていただけたらと。
1:04:37	思います。
1:04:41	あとちょっと細かいところで恐縮なんですけども、
1:04:51	3 ページ目の、
1:04:53	ところの、
1:04:57	服のこの絵なんですけども、
1:05:03	この非公開部分が、
1:05:06	このキャスクの、
1:05:08	せよ後期の設置方法の、
1:05:10	所々にこう、
1:05:13	マスキング部分がかかっているんですけども、
1:05:16	まずこの緩衝体のところの、
1:05:19	マスキング箇所は、
1:05:21	多分これ蓋ボルトの、
1:05:23	数とか言い切って、
1:05:25	非公開になるのかなとは思いつつも、
1:05:28	その右のところの、
1:05:31	この
1:05:32	細かくブロックブロック分けしたところの、
1:05:35	非公開になる部分というところは、
1:05:38	ちょっと理由を、
1:05:39	説明お願いいたします。
1:05:45	三菱の齋藤です。
1:05:48	このマスキングの、
1:05:51	やり方はですね型式証明の、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:54	申請書なり、
1:05:55	補足説明資料でも同じようにさせていただいておりました。
1:06:01	衛藤先ほど緩衝体についてはその緩衝体をボルトで取りつけるという部分も、
1:06:06	マスキングする必要がありました。
1:06:11	この部分ですけども、同様にですね、
1:06:14	Vの、
1:06:17	この本数とかですね、あの大きさっていうのは、
1:06:20	マスキング対象にしておりまして、
1:06:24	その部分をマスキングしたいという
1:06:27	ことになります。
1:06:29	それから、どの部分ですけども、
1:06:32	どうの、
1:06:35	渥美。
1:06:36	とかですね、
1:06:38	中性子遮へい、
1:06:40	それと、動の境界部分のラインであったりとかっていうところは、
1:06:46	本マスキングをしたい部分。
1:06:49	なります。
1:06:50	それから、トラニオンの、
1:06:53	本体胴にかかっている部分の構造というところも、
1:06:57	結構具体的に記載していますので、そこを隠しマスキングしたい。
1:07:02	というのがございますので、このような形に
1:07:05	になっており、
1:07:07	規制庁松田です。
1:07:10	多分証明のときに、委員会でかける際に、
1:07:16	この絵をなるべく公開できる情報で、
1:07:20	すぎんマスキングしない形で絵を作ってもらったかと思うんですけども、
1:07:26	基本この3ページ目で説明される。
1:07:30	では、多分そこまで細かい情報は必要ではないのかなと思うんですけども、
1:07:36	そこがその細かいし、情報が必要であるのであれば、
1:07:39	すべて参考の方で、
1:07:42	示すべきだと思うんで、
1:07:44	ちょっとこの辺、再度、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:46	工夫の方をお願いできますか。
1:07:53	三菱サイドです。
1:07:54	本本部というかこの資料の、
1:07:57	最初の方に出てくるような図としては、細かい情報はいろいろであろうと いうことで、その細かい説明に使う目的ではない図に対して、
1:08:11	マスキングをしないようなものを、マスキング範囲を極力少なくしたよう なものをご用意すると、具体的なこの3ページの図を、については、
1:08:24	をしている。
1:08:26	方向で修正をするというコメントですよね。はい。衛藤。
1:08:31	はい、了解しました。衛藤。
1:08:33	ちょっとこのボルトの部分とかですね、もうある程度、
1:08:37	なくすような形にしてマスキングの範囲を極力少なくする形で、
1:08:42	削除していきます。
1:08:46	以上です。
1:08:48	あともう1点なんですけど、もう、この7ページ目に、
1:08:53	施工認申請の引き継ぎ事項が
1:08:56	書かれてあるんですけども、
1:09:01	この日、下の表のところの、
1:09:04	次事項の書きぶりを見ると、
1:09:07	ほぼ照明のときに、
1:09:09	引き継いだ事項の内容と、
1:09:11	同じなんですけども、
1:09:16	もしその後任の方に、
1:09:19	引き継ぎ事項が、
1:09:22	あるのであれば、
1:09:24	この
1:09:25	証明のときの内容を踏まえて、
1:09:31	より具体的かつ、
1:09:33	何か定量的に示す引き継ぎ事項は、
1:09:37	あるのであればそこはちゃんと、
1:09:40	明確にした方がいいかと思しますので、
1:09:44	そこはちょっと今後の審査の中でちょっと確認していきたいと思いき けども、
1:09:50	何かこの時点で何か、
1:09:52	考え方等あれば、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:54	ちょっと説明をお願いします。
1:10:01	三菱の齋藤です。
1:10:05	はい。今現時点ではですね
1:10:08	審査はまだ受けてないので、
1:10:11	今おっしゃっていただいた通り審査を受ける中で、具体的にすべき項目というのがあればそれを踏まえて、補正の方で、
1:10:19	適正化していくというふうに考えてございました。
1:10:23	特にですね定量でキーなんか数字を示すところ、
1:10:28	ですね、いうのがあれば、そういった方針で、
1:10:33	見直しの方させていただきたいと。
1:10:36	思います。以上です。
1:10:38	はい。
1:10:43	何か皆さんから質問がありましたら、お願いします。
1:10:55	規制庁、ツカベですけどすみませんちょっと申請、そもそもの申請のところからお伺いしたいんですが、今回は、横置の部分を申請された式、
1:11:06	指定として証明されたということなんですけど、
1:11:10	これはその申請書上は、
1:11:14	設計方針のところ横書きしか書いていないのでそこを限定して申請していますという、
1:11:21	意図で言う、
1:11:22	理解してよろしいですか。
1:11:27	三菱サイトウです。はい。申請書の方には縦置というのは一切触れずに、動きのみの内容を記載させていただくという形にしております。
1:11:37	はい。ちょっと私が気になったらし、証明自身は縦置を好機でしていつて、
1:11:44	今回これが、
1:11:46	限定されてますということ。
1:11:50	になると思うんですけどす。
1:11:52	今後縦置を申請される場合ってどういう申請になるんですか。
1:12:05	三菱の齋藤です。
1:12:06	その場合は、変更申請をかけさせていただく形で、縦を機能内容、
1:12:14	追記すると、いうことを考えております。以上です。
1:12:20	わかりました。じゃあ、指定の方も一本でやって、今回はその横置の部分だけを、そう意味では、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:12:28	照明としてとしては、ずれるけれども、そういう申請をしましたという理解でよろしいですか。
1:12:38	神サイトウです。
1:12:42	はい、わかりました。あと、
1:12:45	型式証明型式指定についてはその運用ガイドがあるんですけど、
1:12:51	こちらはご覧になって申請をされてるでしょうか。
1:13:02	は特には知っております。
1:13:04	はい。で、
1:13:05	これを読む。
1:13:08	等、その概要のところに
1:13:12	本文またですね、6号のところで、
1:13:15	外運搬基線規則への適合性も説明しろと書いていて、
1:13:21	申請書を読ませていただくとその部分っていうのは、
1:13:26	記載がなくて外運搬のところは全部、添付資料でや説明をされていると思うんですが、
1:13:34	そこはどうしてこういう形の申請になってるんでしょうか。
1:13:42	三菱の齋藤です。
1:13:45	申請書の記載事項は、実用炉規則と、野辺。
1:13:53	100、
1:13:54	南條と、あと、
1:13:56	衛藤。
1:13:58	別表第3に基づいて申請書の方は構成を考えておりました。
1:14:05	衛藤。
1:14:08	事業所外運搬規則に対する適合性っていうのは
1:14:13	別表第3書状は添付書類。
1:14:16	の形で、示すことと、
1:14:19	いうことありましたので、
1:14:23	出ておりますということですね。で、ほぼ2イソノ、
1:14:28	ある部分っていうのを明記するというのは、明記されてなかったかと思いましたが、
1:14:33	本文には特に、
1:14:35	こちらの方は知っていないっていう現状でございます。
1:14:44	規制庁大塚ですご説明はわかりました。あともう1点今回品証について、本文7号と添付の方で説明されてるんですけど、
1:14:55	この書き方っていうのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:58	不案内で申し訳ないんですけど。
1:15:01	別途違う型式で、
1:15:04	どのような書類を出されていてそれと同じような形になっているのかそれとも今回、
1:15:11	新たに作成されたものかどちらでしょうか。
1:15:17	三菱の斉藤です。
1:15:18	本文とですね、添付書類 14 に品証関係、水管理関係を記載をしておりますけれども、こちらの様式につきましては、
1:15:29	中間貯蔵施設側で型式指定を受けた申請書をもとにし、参考にして濱本西で作成をしております。
1:15:41	その指定を受けた、
1:15:45	二次というのは、少し、かなり前になってございましてその間に少し規則変えてなんかもございまして、
1:15:52	その改定に対する変更申請というのはまだしてないんですけども、改定を受けて先行事例として、
1:16:00	APD審査がございまして、その審査、
1:16:05	修正症の補正の内容も見ながら、
1:16:10	規則改定の内容は取り入れたという形にしております。
1:16:15	以上です。はい、規制庁ツカベわかりました。基本はね、実用炉と同じ。
1:16:22	ない規則としては、実用炉と同じ内容になっていてそれをそのまま使えているという理解でよろしいですか。
1:16:36	三菱の斎藤です。
1:16:39	まず、実用炉の方。
1:16:42	て記載されている内容。
1:16:46	多分入ってると思います。戦略品証ですね品証ヒンショウの規則としては、
1:16:55	こちらで当然調べればいいことなんですけど、実用炉と中間貯蔵の認証規則は、
1:17:03	同じはずだ。
1:17:05	と思ってよろしいですかという質問でした。
1:17:10	どちらも、
1:17:12	品質管理基準規則は同じものだと思う、思います。わかりました。ちょっとこちらでも確認します。
1:17:22	はい。とりあえず私からは以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:36	すいません規制庁サクライですけれども、概要パークの方のP88 ページの表の、ちょっと細かい点なんですけど、
1:17:47	これモニタリングポートカバープレート、
1:17:50	で、
1:17:51	輸送用だと思うんですけど、これには括弧輸送用ってつけないんですか。
1:18:00	三菱の齋藤です。
1:18:05	輸送用というのはつけておりません。長土居にも同じ部品があれば、それを貯蔵というふうに区別するんですが、
1:18:14	参事部だとか緩衝体の、
1:18:17	ユーザーに使われるということをつけて、
1:18:24	は、
1:18:25	この参事部だとかにつけている輸送用っていうのはどっちかがわかるようにつけてる。
1:18:31	というふうに理解すればいいんですね。
1:18:36	三菱の齋藤です。趣旨はその通りでございますので、そういう
1:18:43	100 個つけてるのがですね
1:18:46	貯蔵にはかっこつけずに移送にはかっこつけてるってのが、
1:18:50	もともと山地部た
1:18:52	設計ってのは輸送用で、付けるっていうふうなのが、一番最初の
1:18:58	出だしになりまして、もともとイソノには三次蓋移送という名前はつけておりませんでした。それを
1:19:05	型式証明の中で、
1:19:07	普通の参事部隊が出てきましたのでちよ、分けるために貯蔵用とつけてます事務所の方では、輸送の方では参事部隊にその括弧移送用という名称つけてませんので、
1:19:18	括弧をつける形で表現をしています。安松さんも同様です。
1:19:22	以上です。
1:19:25	趣旨、意図はわかりました。はい。
1:19:27	安倍。次。
1:19:29	同じ表の、貯蔵用の参事豚の設置変更許可と設工認の、
1:19:36	丸なんですけど、
1:19:38	これって例えば結言い方とかだと思っていいんですよ。
1:19:43	それって彫像予算中だった。
1:19:48	で、新々車の中に入ってなかったような気がするんですが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:54	この丸って合ってますかね。
1:20:01	三菱の齋藤です。
1:20:03	この設置、
1:20:04	変更許可設工認っていうのは伊方さん
1:20:07	のことを指している。
1:20:09	わけではなくて、はい。この特定兼用キャスクを使用される、事業者さん が行う設置変更許可設工認の、
1:20:19	を示してます。
1:20:20	ので、言い方は、ちょうど 30 メーターありませんので当然、この横尾 金。
1:20:27	私照明でもしてでもこの 3 ちょうど 30%ってのはなくて、
1:20:30	この横置き姿勢でちょっと使える、
1:20:34	いいという
1:20:35	ように、そういう、この三菱が来、
1:20:41	作成する高野横尾期のものだったらちょっと参事豚で、設置許可の時、
1:20:48	2、30 分たで申請。
1:20:51	しないといけないですよっていうことなんですね。
1:20:56	三菱齋藤です。はい。
1:20:58	この型式指定のよく沖野はい。
1:21:02	申請において、この上の流れになっているということです。
1:21:07	わかりました。ありがとうございます。
1:21:11	あれ。
1:21:12	この表に関しては、はい。李なんですけど、さっきのちょっとツカベが質 問した古藤にちょっと絡むんですけど、今回、
1:21:22	横置きでオクないっていうこと、P6 ページに当たると思うんですけど、
1:21:28	屋外っていうのが、取り残されちゃうんですけど、
1:21:36	これはもう照明では、横置きで、
1:21:41	貯蔵建屋内と屋外で申請はしてるんだけど型式指定に行ったら横置 で、
1:21:49	建屋ない。
1:21:51	だけだから、奥川山尾実際作っ。
1:21:56	設置許可に行こうってなった時は屋外に行くっていうのはもうそ
1:22:01	ほぼ想定しない。
1:22:03	てことなんですかね。
1:22:08	屋外っていうのが、一応証明では申請をしたんだけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:12	この今回の指定では、外しちゃうと、
1:22:17	古作製作するときには、
1:22:20	それは条件としてはいなくなるので、条件というか、環境、
1:22:25	私はいなくなるので、屋外はもう行かないってことになるんですかね。
1:22:39	三菱重工の河原です。私の方から簡単にご説明させていただきます。
1:22:45	横置きで建屋内にちょっと限定させていただいた理由ですけれども、
1:22:52	MSF24PS型のキャスクについては、フィーダVr電力さん向けのキャスクということもございまして、
1:23:03	TWLさんの敷地内の状況とかですね電力さんの方からヒアリングをさせていただいて、
1:23:12	屋外でオクとなると敷地境界線量とかそういった遮への観点ですね、プラント運用に支障が出る可能性があるということで、採用いただく可能性があるとしたら屋内だと。
1:23:24	いうふうにヒアリングをさせていただきました。
1:23:26	そうすると指定の段階では、ある程度範囲を絞った形で、実用実際使っていた可能性も非常に高い範囲に絞らせていただくという判断を三菱の方でさせていただいて、
1:23:39	このをちょっと建屋内というふうに限定させていただきました。
1:23:44	先ほどちょっとツカベさんの方からご質問ありましたけれども、
1:23:48	今後オクでありますとか、縦置の方の電力さんからのニーズがあれば、この型式指定の変更申請を出して、出させていただいて、改めて審査を受けると。
1:24:02	いうふうに考えてございます。以上です。
1:24:11	理由はわかりました。はい、ありがとうございます。
1:24:35	すいません、規制庁さんもです聞こえますでしょうか。
1:24:42	三石です。
1:24:44	はい。遠い。
1:24:46	外運搬規則への適合性の説明の中で、
1:24:49	すでにMSF24P型は四国電力九州電力が設計承認を取得しているところではあるんですけれども、それらとの、
1:25:01	違い。
1:25:02	とか、同じところとか、ちょっと明確に説明をいただくことってというのは可能でしょうか。
1:25:14	三菱斎藤です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:16	今、説明が必要っていうことでしょうかそれとも
1:25:20	詳細な時に、詳細説明の中で説明していく、いけばいいということでしょうか。
1:25:25	規制庁の3号ですけども、もし、
1:25:29	すでにあるものと、
1:25:31	差がどういうふうになってるのかっていうのがわかれば、合理的に審査を進められるのではないかなという考えからです。
1:25:43	はい。三菱サイトウです。
1:25:46	先ほどの、
1:25:49	ご説明を少しさせていただきましたけれども、
1:25:52	以降、
1:25:54	すいません、具体的にですね安全解析書の内容の何ページのどこどこがどう違うとか、そういったところを示す。
1:26:04	何て言うんすかね。
1:26:06	いうことは、
1:26:07	どうですかっていうのを検討いただけませんか。
1:26:13	三菱の齋藤です。
1:26:15	日変わっている部分の抽出。
1:26:19	細かい部分までというよりは、大きな部分も右と左に並べてここがこうなってますっていうふうになってたほうがわかりやすいんですけども、
1:26:31	三菱サイトウです。もう全体を比較するという意味でしょうか。全部ですね、ご検討いただければと思います。以上です。
1:26:44	はい、検討いたします。以上です。
1:26:49	規制庁ツカベツカベ、基本的に先ほどスケジュールのところにも外運搬規則の方が資料にかなり持って行かれてるんですけど、基本的に前回、既存のものを、
1:27:01	とほとんど変わらないということであれば、今、
1:27:04	こちらから説明した内容の資料は早めに出していただいて、こちらで事務的に確認できるところは確認した方が審査として効率的に進められると思いますのでそちらは並行してお願いします。
1:27:21	三菱の齋藤です。
1:27:23	現場規則の適合性についてはちょっと説明を後にしております。
1:27:29	ちょっとどちらかという論点があるような方を最初に挙げておりましたので、そのような順番にさせていただいてますが、資料の方はできるだけ早めに準備してご提示するように、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:42	いたします。以上です。
1:27:45	すいません規制庁櫻井ですけれども、追加でっていうのもあれですが3号が今、設計し、承認となって、
1:27:55	一旦ですがあと、
1:27:57	伊方ノー。
1:27:59	施設購入のときにも、4電に入ったんですが、その
1:28:04	ここ今回のこの型式指定の元となった型式証明。小野瀬。
1:28:10	からご設計を変えた点と、
1:28:14	等、
1:28:17	何ていうんでしょう。
1:28:19	型式証明からの変更点と、
1:28:26	どう整理しました。
1:28:28	ちょっと待ってくださいね。
1:28:34	伊方の工認との違いの点を比較して、同じであれば、そこはそうなんですって一応見ると思うんですが、
1:28:43	違いのところ、
1:28:47	あっちの設計書人と同じように出して、
1:28:50	くださいお願いします。
1:28:56	三菱の齋藤です。型式証明から型式指定にかけて設計、構造仕様の点で1、変えた点があればそれをリスト化する。
1:29:08	それから、
1:29:10	伊方も公認。
1:29:13	その際っていうのはこれ同じように設計的な点での違いということでしょうか。そうであれば、今参考の中で入れていい。
1:29:24	本になりますので、
1:29:28	はい。こういうのでいいんですけど。
1:29:35	はい。この内容を参考ではなく、
1:29:39	主な説明に加えるという理解でしょうか。良いでしょうか。
1:29:46	この概要パートはこれでいいと思うんですけど、こういう、いう表になるのかちょっとあれですが補足にこれを入れてもらう。
1:29:56	たほうがいいかなと思います。
1:30:03	全体ですと補足説明資料で、
1:30:07	資料形式で、
1:30:09	その点を示すということですね。
1:30:11	はい。その方が多分スムーズに確認できると思うので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:19		353
1:30:41	東郷規制庁のトガサキですけどちょっと私からも、ちょっと大きく分けて3点ですねちょっと確認したいんですけど、先ほどのまず申請範囲ですね。	
1:30:53	型式証明に対して型式指定ってのは限定的に申請されてるんですけど、あとでその変更申請される追加は、先行申請されるって言われたんですけど、	
1:31:08	本文で今その制限されてるっていうのは、どこで表されてるかっていうのをちょっと確認したいと思います。	
1:31:18	例えば先ほどの横置っていうのは、5ページの方に書かれてると思うんですけど、	
1:31:27	国内では	
1:31:30	屋内におきますっていうのはどこに書かれてるでしょうか。	
1:31:39	三菱の齋藤です。	
1:31:42	今お手元に申請書がございますでしょうか。申請章のですね	
1:31:51	本文、	
1:31:53	のですね。	
1:31:54	8、	
1:31:56	8章、ページで言うと40、	
1:32:00	7、	
1:32:01	ページ、	
1:32:02	2、	
1:32:05	8ポツ1です。特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲と、	
1:32:13	ということで、設計貯蔵期間以下ですね。	
1:32:17	使用上、使用する範囲というのを示しております。この中に、ちょうど姿勢というので横置きという形で入れさせていただいてます。	
1:32:27	型式証明でも、これと全く同じものが入っております。町名の中では横棒1縦置で、	
1:32:35	同じようなセットが二つあってですね、そのうちの横置の部分をここに試験の方で抜き出しているという	
1:32:43	形になります。	
1:32:45	以上です。	
1:32:47	はい、わかりました。じゃこの部分をですね移す追加の変更申請を、	

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:32:54	必要に応じてされるっていうふうに理解したんですけどそれでよろしいですか。
1:33:03	三菱サイドの変更の最後は、の部分に縦置のものを追加する形になるのが、
1:33:13	大変混ん
1:33:14	以上です
1:33:16	あと、都築医長 2 点目で、
1:33:19	缶貯蔵用緩衝体のその評価についてなんですけど、今回の資料ですと 1011 ページ。
1:33:30	それと、
1:33:35	91 ページと、
1:33:43	とりあえずちょっと 1011 ページですね 11 ページと。
1:33:48	これすみません後もう 1 ヶ所、
1:33:54	あ、すみません
1:33:55	8 ページですね 8 ページの、したの。
1:33:59	12 のところなんですけど、ちょっと位置付けを確認したいんですけど、
1:34:06	この貯蔵用緩衝体っていうのは申請の対象外なんだけど、この 11 ページにあるように、設計、型式証明での審査会合のときに、
1:34:19	能勢
1:34:21	型式指定で説明するって言ったので、
1:34:24	説明されるっていうことだと思うんですけど、8 ページを見ると、審査に含めるというふうに書いてあるんですけど、この審査に含めるという意味っていうのは、
1:34:36	申請書に含めるというふうに理解してよろしいんですか。
1:34:45	三菱の齋藤です。
1:34:49	適合性説明ではまずないということです。で、
1:34:54	あと、
1:34:56	設計方針、
1:34:58	貯蔵用緩衝体に係る設計方針というのが先ほど 11 ページ。
1:35:03	の方で、
1:35:06	4 ポツで、
1:35:09	括弧内ですね。
1:35:14	とするというふうに、
1:35:15	書いておまして、
1:35:19	これがヤスとしての設計方針。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:23	挙げられ、挙げておりますので、
1:35:28	この部分だけが申請書に入ってます。
1:35:34	見通しっていうのを説明する必要があるというふうに判断しているので、今回、ご説明をするという位置付け。
1:35:42	でございます。
1:35:44	方針は申請書に書かさ、書かしていただいています。
1:35:48	以上です。
1:35:49	はいそれでそうすると今のその申請書上は、先ほど言われた 11 ページの、
1:35:56	方針しか書いてなくて、
1:36:00	具体的な説明ってというのは、
1:36:04	ここ、今後
1:36:07	補足説明資料でされるっていう、理解ですかそれともそれも補正で追加されるということですか。
1:36:17	三菱の齋藤です。
1:36:19	御説明自体は、補足説明資料にまとめてご説明します。
1:36:25	申請書を補正する際には、それは申請書の中には、
1:36:31	認識しております。以上です。
1:36:35	はい。あとですねちょっと
1:36:38	猪、貯蔵用の緩衝体と輸送用の緩衝体ってというのは、違うものになるんですか。
1:36:54	はい。三菱の齋藤です。
1:36:56	貯蔵用緩衝体については、
1:37:02	いくつか候補がございますが、今この時点で限定するものではありません。
1:37:12	事業者さんの申請の中で限定がされると位置付けてございます。
1:37:17	衛藤。
1:37:19	一つは、
1:37:20	輸送用と同じものを取りつける。
1:37:24	木製の干渉等を取りつけるという案が、
1:37:27	ございますし、
1:37:28	また材質問わず、別の
1:37:33	製造方法で作ったようなものを町同様に、別途設計して取りつけるということも、
1:37:42	考えております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:44	先ほどの資料でいきますと、
1:37:47	29 ページのような形で、施設の中でのその想定事象を踏まえて、必要最低限の
1:37:57	性能を持ったもの。
1:38:00	いう形で合理的に設計するというのもあると思いますので、
1:38:05	そこは、そういう
1:38:08	幅を持たせた形で考えてまして、
1:38:12	補足説明資料の中でも、
1:38:15	少し、
1:38:17	学校に
1:38:19	というふうな形で説明はしたいなと考えています
1:38:25	規制庁のトガサキです。それで、ちょっとわかりにくかったのが、今回その輸送の基準適合性も確認する必要があると思うんですけど、
1:38:37	その輸送の基準適合性には 9 メートル落下とかそういうのもあると思うので、そちら側の緩衝体がある状態での、
1:38:47	評価になると思うんですけど、そちらの輸送用の緩衝体ってのは決まった所、状態で評価されてるっていうことでよろしいですか。
1:39:01	三菱の齋藤です。
1:39:04	おっしゃる通りでして、
1:39:06	もう緩衝体を指定した形で、
1:39:10	設置御説明をしないといけないと思いますので、
1:39:14	江藤さん所定の構造等は、添付書類 13 の方に含めております。
1:39:20	その間初生をもう装着して輸送することを条件としてという形で、添付書類の方は記載をさせていただいておりますので、もう、
1:39:30	こういうの、
1:39:32	決定したもん構造のみを使うということを条件にして、
1:39:37	以上です。はい。規制庁、
1:39:40	わかりませんそうするとですね、11 ページの一番下の赤枠のところの説明なんですけど、
1:39:51	この貯蔵用の緩衝体の役割っていうのはその地震とかが来たときに、どっかにぶつからないとかそそういうのを見るものだと思うんですけど。
1:40:02	その 9 メートル落下との比較をする理由というのはどうしてなのでしょう
1:40:12	三菱の齋藤です。
1:40:17	もともこの兼用キャスクふう

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:20	がですねサイト内で貯蔵するにあたって、所帯をつけた状態で、
1:40:26	付けるというところというのが、その輸送用のその性能堅牢な性能を持つものを、
1:40:32	持ってくるということで、プラントバーン
1:40:37	安全性を
1:40:38	高めるという思想だと認識しております。
1:40:42	そのキャスクというのは9メートル落下っていうのが最もシビアな事象になります。
1:40:48	事象というのは施設の中で起こる事象というのは、9メートル高さから落下するという
1:40:56	そこまで厳しい状態というのが、ない場合もあると思います。
1:41:02	ですので、
1:41:04	輸送で設計してる、最も厳しい状態の思想、
1:41:08	9メートル落下で入る果樹。それと、どの程度の荷重に抑えるようなことができれば、
1:41:16	安全性は確保されるという考え方で、
1:41:20	9メートル落下等で入る荷重と比較する。
1:41:25	形での
1:41:27	場所での性能というのを、
1:41:30	ここでは言っているということになります。
1:41:33	以上です。規制庁のトガサキでそうするとその貯蔵用の緩衝体というのは、いろんなタイプがあると思うんですけど、その輸送用の緩衝体よりは、
1:41:46	その機能とかMaaS
1:41:51	それがウエダっていうふうな前提になってるってことですか。
1:42:01	水井委員。
1:42:15	規制庁の藤朝日です。ただ輸送用の緩衝体ってのは今回の新サノで評価しますので、その輸送用の緩衝体を、
1:42:25	誇張増で問題ないかっていう評価をさするっていうのはわかるんですけど、貯蔵用の緩衝体を評価するっていう、説明されるということなんですけど。
1:42:39	その、その貯蔵用の緩衝体ってのはいろんなパターンがあっただけどういうものになるかわからないということであると。
1:42:48	健全性の説明っていうのはどういうふうにするのかなっていうふうに思ったので、ちょっとこういう質問をしています。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:01	三菱の斉藤です。
1:43:04	機能としましては、キャスクの安全機能を、
1:43:09	維持するということで、それは、
1:43:12	輸送量の観測位相であろうがそうであろうと一緒にあります。その供用状態Dの基準を満足するという、
1:43:22	その緩衝体の
1:43:25	性能という意味では、辞書がちょうど施設では、イソノ9メートル落下とは、よりも例えば高さが、
1:43:34	低かったり、衝撃する注意箇所としては小さい可能性がありますので、性能は少し
1:43:40	それに応じて変化することができる、最も求める機能としては同じということになります。
1:43:47	で、
1:43:49	その補足説明で説明させていただく際にはですね少し具体的に
1:43:56	我々のキャスクに取りつける貯蔵用緩衝体をですね、を挙げまして、
1:44:02	実際その事業者さんで採用される際というのは、その緩衝体と同じものが採用されることになりますので、
1:44:10	もう実際に採用予定として考えているものを、
1:44:16	例として挙げまして、その
1:44:19	性能が維持されているということを説明。
1:44:25	以上です。わかり今崎規制庁の高崎です。
1:44:29	そうすると今田さん、考えられる貯蔵用の緩衝体は幾つかのケースで、
1:44:37	輸送の基準と比較して、貯蔵状態でも大丈夫だということを説明されるっていうふうに理解したんですけどそれでよろしいですか。
1:44:49	三井西條です。
1:44:51	わかりました。
1:44:53	あと、
1:44:56	もう1点がちょっと輸送のあれですね、こういうし、申請書の記載の仕方についてなんですけど、先ほど本文の方にはその輸送のことが、
1:45:09	書いてなかったということなので、そこら辺は、先ほどのご説明はあったんですけど、
1:45:16	今後、申請書にどうするか記載されるかっていう話と、あと今その添付の13をちょっと見てるんですけど、
1:45:27	先ほどのパワポの方では、
1:45:32	%東濃、ちょっとページが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:37	もう、
1:45:40	と思っってます。
1:45:49	パートの、
1:45:54	15×15の部分を追加するとかってというのがあったページがあったと思うんですけど。
1:46:00	令和。
1:46:08	35ページですね。
1:46:12	35ページで、本申請では15×15燃料を追加って書いてあるんですけど、この
1:46:22	添付資料の
1:46:26	まず支払所の仕様を見ると、17×17と15×15で両方入ってるんですけど、この解析は15×15の部分しか、
1:46:37	書いてないってことなのかそれとも、
1:46:40	17×17は、設計承認と全く同じで、
1:46:46	15×15の部分を、設計承認の記載に加えて、15×15の結果を、
1:46:57	追加されたというふうに理解していいのかってのをちょっと教えてもらいたいんですけど。
1:47:06	三菱の齋藤です。
1:47:08	ざっくり言いますと、
1:47:12	4.3の、
1:47:14	設計承認申請書に17×時間によって、
1:47:19	出ますので、それにプラス15燃料の結果を追記していると。
1:47:25	ということになります。
1:47:27	この一部1070、17燃料と15年度を比べて、17年度の方が厳しいという形にさせていただいて、15の結果を載せてない部分もごさいます。
1:47:40	もう、これと
1:47:42	追記、併記追記をしたということになります。以上です。
1:47:47	わかりました規制庁のトガサキでして、
1:47:51	申請書2、この35ページに書いてあるように、17×17は、設計承認を経ているものと同じで、
1:48:02	その15×10を追加したってようなことは、その読み取れるようになってますか。
1:48:12	三菱の齋藤です。
1:48:15	そのような記載は、入れておりません。
1:48:19	以上です。はい、わかりました。そうしたら、いや、この申請上としては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:23	15×15 時と 17×10 名なのを、すべて説明されてるっていうふうに、
1:48:31	理解したんですけどそういう整理でよろしいですか。
1:48:38	三菱齊藤です。はいその通りでございます。
1:48:42	はい、わかりました。
1:48:44	あとちょっとここ、すいません、細かい点でちょっとな、幾つか教えてもらいたいんですけど。
1:48:52	まずですね。
1:48:59	まず 12 ページの、
1:49:03	型式証明で、この遮へいなんですけど DOT3.5 は今回使えませんでしたっていうことなんですけどこの理由をちょっと教えてもらいたいんですけど。
1:49:18	三菱の齊藤です。
1:49:22	衛藤。
1:49:24	型式証明の中ではですね DOT3.5、或いは MCNP V を、どちらかを、
1:49:31	使うということで、2 指定の中で、どちらかを選択すると。
1:49:36	いうことにしておりました。
1:49:39	意識してよ
1:49:41	そのコードを用いて、
1:49:43	ご説明するっていうのはあまり
1:49:46	そうではないのかなということどどちらかを選択することになります。
1:49:51	ロットコードというのは 2 次元モデル、二次元コードになっておりましたモデル後、2 次元でしか組めないの、
1:49:59	かなり保守、その実形状に対して保守的な設定を多く積み上げていくという形になりますので、
1:50:08	MCNP V というのは 3 次元モデルでモデルが組めますので、
1:50:12	実形状に基づいた設定ができるということで、合理的な
1:50:19	計算ができるということで、解析の改正。
1:50:23	としましては、3.5 の方が保守側になってしまう。
1:50:26	ということで、
1:50:27	キャスク脳、キャスク単独としての、その要求事項を満たす上ではどちらでも問題はないんですけども、
1:50:35	遮へいというのはですねちょうど施設の中では、敷地境界評価に引き継がれるということがございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:43	DOT3.55 の結果を引き継ぐような形にしますと、かなりやり過ぎになってしまう部分がありまして、その部分を施設設計の方を合理的に見ていくという、
1:50:55	もございまして、より効率的合理的な構造の方を、
1:51:02	指定の方で審査、採用しまして、その結果を設工認の方で引き継いでいただくと。
1:51:09	いうんはここで現状、
1:51:12	MCNPの方、選んだと。
1:51:15	以上です。
1:51:17	規制庁のトガサキですわかりましたそうしましたらですね、型式証明の時にはDOTで、2次元で計算できると思ってたところが、
1:51:29	詳細設計だとそう
1:51:32	その詳細部分をせ、
1:51:37	M、MCNPでやらなければいけなくなったからっていうわけではないということですね保守性を、ちょっと
1:51:46	ご考慮したいっていうことで、
1:51:50	MCNPが使われたというそういう理解でよろしいですか。
1:51:56	三井サイトウです。はいそのご理解の通りで結構です。
1:52:00	わかりましたそれと、
1:52:06	もし、
1:52:07	それが
1:52:08	ちょっとこれもちょっと構造的なところなんですけど、26 ページの、
1:52:12	あの分、バスケットの、
1:52:15	この評価部分とカーなんですけど、この
1:52:21	バスケットのあれですね、
1:52:24	指示指示の条件、ちょうどちょっと申請書、あとで、申請書とかで詳細に確認しようと思うんですけど、この外周のそのバスケットの支持部分とかあと、
1:52:37	この上下部分ですね上下が、どういうふうに支持されてるかっていうのが、ちょっと申請書上ちょっとよくわかんなかったんですけどそこら辺は、後でちょっと詳細に説明をお願いしたいと思います。
1:52:56	三菱の齋藤です。
1:52:58	また別途説明はさせていただきますけれども、
1:53:02	このバスケット
1:53:05	自体はですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:53:06	土肥社員、高祖空なり、
1:53:10	坪田李っていうところはしておりませんで、
1:53:13	他に入れておくだけですので、
1:53:16	フリー。
1:53:17	ウオフ
1:53:20	ウオー。
1:53:22	馬込。
1:53:23	所は、
1:53:24	そういった回答になってますでしょうか。以上です。
1:53:28	規制庁のトガサキでそうするともう
1:53:31	こういう菓子折り構造というので、
1:53:35	輸送容器の胴体部にぶつかる場所ってというのは、櫃尾りる分のプレートの先端部分がぶつかるっていうふうに、
1:53:46	考えてよろしいんですか。左の絵だと、外周にも
1:53:51	そういうワークみたいな構造物があるんですけどこれは全然考慮されていないって理解でよろしいですか。
1:54:01	三菱の齋藤です。左側の図ですねこの
1:54:06	キャスクの本体胴の内周に合うような形で
1:54:11	部品があると思うんでこれがバスケットサポートといいまして、
1:54:15	主な目的はですね除熱性能を向上させるために配置しているものになります。
1:54:24	キャスクの本体との接触部分につきましてはこのR、バスケットサポートの部分も一部接触する。
1:54:34	ところがございましてプレート増角度は同時に接触する。
1:54:39	ことになります。
1:54:40	以上です。
1:54:42	はい、わかりました。
1:54:44	29 ページと 30 ページのところで、貯蔵用の 3、3 時分だが、ちょっと 2 種類あると思うんですけど、これは
1:54:59	どちらかっていうのはまだ決まってないということですか。輸送用の数 30 分ただちゃんと決まってるって理解でよろしいですか。
1:55:12	三菱の齋藤です。
1:55:15	丹治布田は決まっております。
1:55:18	江藤さん 12 ページの絵と左側に書いてあるのがちょうど 3 地区との形状でございまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:27	これはもうこれで家 1 種類で決定です。
1:55:31	で、この参事豚、先ほど
1:55:35	29 ページ 30 ページに挙げているのは
1:55:38	緩衝材を取り付けた所帯によってどう構造が見え、変わるかというところでごさいますして 30 メーターの形状自体は変わらずにですね。
1:55:48	調剤の緩衝材が違くと。
1:55:50	どうですね圧力センサーからのケーブルが早い。
1:55:55	出されるかというのを、右側で示したものの。
1:55:58	になります。
1:56:00	丹治生田も一緒です。
1:56:02	わかりました。
1:56:04	わかりましたさ参事負担はもうあれ変わらなくて、緩衝体の方のあれですね。
1:56:12	センサーのこの取り回しCの構造が変わるっていう、そういう理解ですね。はい、わかりました。
1:56:26	はい。私からは以上です。
1:56:41	規制庁松野です。
1:56:44	一応こちらからの質問確認事項は以上となります。
1:56:51	何か三菱さんの方から確認したい点等ありますか。
1:56:58	三菱の齋藤です。
1:57:02	次回のヒアリングについて、確認をさせていただきたいと思っておりますけども、
1:57:09	イトウ年から
1:57:10	8 月の 8 の週でということ
1:57:15	考えておられるということで私どももそれに向けて準備を進めておりましたんで、ちょっと今日コメント等いただいた内容をこの資料に反映するところ、主にはですね最初の方に松尾さんからいただいたコメントで、
1:57:30	外運搬規則への適合性に関してももう少し項目挙げて説明することということ。
1:57:37	あとは一番最初の図のマスキングが入らないようにということが主な
1:57:45	点かなと思いますのでそちらを修正し、
1:57:48	下の方、その際に、
1:57:51	提示させていただきたいと思っております。
1:57:54	阿藤。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:56	議会のヒアリングでですね 26 条の説明に入りたいと思っているんですけども、
1:58:03	説明する思慮の予定としてはですね、
1:58:08	26 条の遮へいを除く食うもの以外をですね、
1:58:14	ご説明させていただきたいなと思っているんですが、
1:58:20	それは可能でしょうか。
1:58:24	規制庁松野です。
1:58:26	一応 8 月 10 日の週は、その久我通の 1 日の審査会合向けの冷やとして、
1:58:36	ちょっと抑えたんですけども、一応今日のコメントを踏まえて修正し、するした資料は別途送ってもらって、
1:58:46	再度ヒアリングを行うかどうか私その種修正した資料を見ながら、ヒアリングを行いたっていうところと、今齋藤さんから話があった、
1:58:57	この申請概要資料以外のところの個別の逐条の
1:59:02	説明をされたいということですので、それは可能ですので、
1:59:08	その資料ができ次第、ちょっと送っていただいて、
1:59:12	基本ヒアリングの 1 週間前にちょっと送っていただきたいんですけども、
1:59:17	別途、そこはヒアリングは、調整したいと思う。
1:59:27	本当に
1:59:29	はい。
1:59:30	以上の説明
1:59:31	可能であるということで、
1:59:34	江藤ヒアリング、
1:59:37	日程の件なんですけれども、8 月 8 の週でございますけれども、ちょっと弊社の方が 8 月の 12 の金曜日が休暇になっておりまして、
1:59:48	ちょっと金井日程がですね 8 月の 8、90 のいずれカーとなっております。
1:59:54	衛藤島野方ですけども、
1:59:58	ちょっと量がございます。個人的なところは別途話をしたいと思しますのでこれでちょっとヒアリングはこれで終了したいと思えます。
2:00:08	お疲れ様です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。